

印西市入札・契約制度の改善について

(平成26年3月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成26年4月から下記のとおり実施することとします。

(1) 最低制限価格制度の対象業務の見直し

これまで契約内容に適合した履行を確保するため、予定価格が500万円を超え1億円未満の工事又は製造の請負契約に係る入札について最低制限価格制度を実施していましたが、その対象を拡大します。

(2) 最低制限価格等の算出に係る消費税率の変更

平成26年4月1日から施行される消費税法の改正に伴い、低入札価格調査基準価格、低入札失格基準価格及び最低制限価格の算出に係る消費税相当額を加算するために乗じる係数を100分の108とします。

【最低制限価格制度】

①制度の対象

- ・500万円を超え1億円未満の工事又は製造の請負
- ・500万円を超える街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

②最低制限価格の算出基準

工事等の種別	最低制限価格
すべての工事又は製造	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、 <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額
<u>街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託</u>	<u>予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。</u>

【低入札価格調査制度】

①制度の対象

- ・総合評価方式による入札
- ・1億円以上の一般競争入札による工事等の請負

②低入札価格調査基準価格及び低入札失格基準価格の算出基準

基準価格の種別	算出基準
低入札価格調査基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、 100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が 予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合に あつては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予 定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合に あつては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とす る。 (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額 なお、工事等の性質上これにより難いものについては、予 定価格に100分の90を乗じて得た額から予定価格に 100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜設定する。
低入札失格基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、 100分の108を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

【実施時期】

平成26年4月1日以降に実施する入札に適用します。